

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-1-6 1	891679

2 指名停止措置期間

令和7年3月29日 ～ 令和7年4月28日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

パナソニックEWエンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

当該事実が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる(不正又は不誠実な行為)第8項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111